米代川水系水質汚濁対策連絡協議会規約

（目　的）

第１条　この協議会は、米代川水系の河川・湖沼及び水路における河川水質汚濁対策の推進を始めとし、河川環境保全や水質改善に関して各関係機関相互の連絡調整を図り、河川利用の推進に寄与すること及び水質事故時における対策に関する調整を図ることを目的とする。

（協議事項）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

（一）　水質調査に関する資料及び情報の交換

（二）　水質汚濁に関する資料及び情報の交換

（三）　河川環境保全に関する資料及び情報の交換

（四）　水質事故等の緊急時情報連絡及び対策を円滑にするための調整

（五）　水質監視体制に関する連絡、調整

（六）　水質汚濁対策及び河川環境保全に関する啓発活動の実施及びこれに関する調整

（七）　水質汚濁対策演習等の実施及びこれに関する調整

（八）　河川から海域へ流出する汚濁源の対策

（九）　その他水質汚濁対策の推進及び河川環境に必要な事項

（組　織）

第３条　協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

（役　員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

会長（１名）、副会長（２名）、委員（若干名）、幹事長（１名）、幹事（若干名）、

（会長及び副会長）

第５条　会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。

会長には、東北地方整備局河川部長を、副会長には、関東東北産業保安監督部東北支部長及び秋田県建設部長の職にあるものをあてる。

（委員及び委員会）

第６条　委員は、関係機関の推薦するものをもってあてる。

２　委員会は、必要に応じ会長が招集し、協議会運営の統轄的方針を決定する。

３　委員会は、委員で構成する。

（幹事長）

第７条　幹事長は、幹事会を運営し、会長をたすけて会務を処理する。

幹事長には、東北地方整備局能代河川国道事務所長の職務にあるものをもってあてる。

（幹事及び幹事会）

第８条　幹事は、関係機関の推薦するものをもってあてる。

２　幹事会は、年１回以上、幹事長が招集し、第２条及び次のことを協議する。

①活動計画（案）

②事業結果報告

（顧　問）

第９条　協議会には、委員会の推薦により、顧問を置くことができる。

顧問は、委員会及び幹事会に出席し意見を述べることができる。

（専門委員会）

第 10 条　委員会に水質汚濁に関する重要事項を調査研究させるための専門委員会を置くことができる。

２　専門委員は、委員、顧問、または、当該事項に関し学識経験のあるもののうちから会長が指名し委嘱する。

３　専門委員長は、専門委員の互選によって定め、専門委員会を主宰する。

４　専門委員会は、必要の都度専門委員会が招集し、水質汚濁に関する調査研究について審議し、その成果を委員会に報告するものとする。

５　専門委員は、前項に掲げる事項が終了したときは解任されるものとする。

（任　期）

第 11 条　役員の任期は、その職務にある期間とする。

（事務局）

第 12 条　協議会の事務局は、東北地方整備局能代河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第 13 条　本規約の改正は、軽微な改正を除き、委員会の決議によらなければならない。

（委　任）

第 14 条　本規約に定めるものの他、本会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附　　則

（附　則）

この規約は、昭和４９年７月１９日から施行する。
この規約は、平成　元年５月３０日から施行する。
この規約は、平成　４年６月１０日から施行する。
この規約は、平成　７年６月１５日から施行する。
この規約は、平成１０年７月２４日から施行する。
この規約は、平成１５年６月２５日から施行する。
この規約は、平成１７年６月３０日から施行する。
この規約は、平成１８年６月１６日から施行する。
この規約は、平成１９年７月１７日から施行する。
この規約は、平成２０年６月２７日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、平成２１年７月　２日から施行する。
この規約は、平成２２年７月　７日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、平成２３年７月１４日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、平成２４年５月２９日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、平成２５年５月２９日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、令和　元年６月１７日から施行する。
この規約は、令和　２年６月２３日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、令和　３年６月２２日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、令和　５年６月３０日から施行する。（組織改編（別表関係））
この規約は、令和　７年７月　８日から施行する。
この規約は、令和　８年７月１５日から施行する。（組織改編（別表関係））